

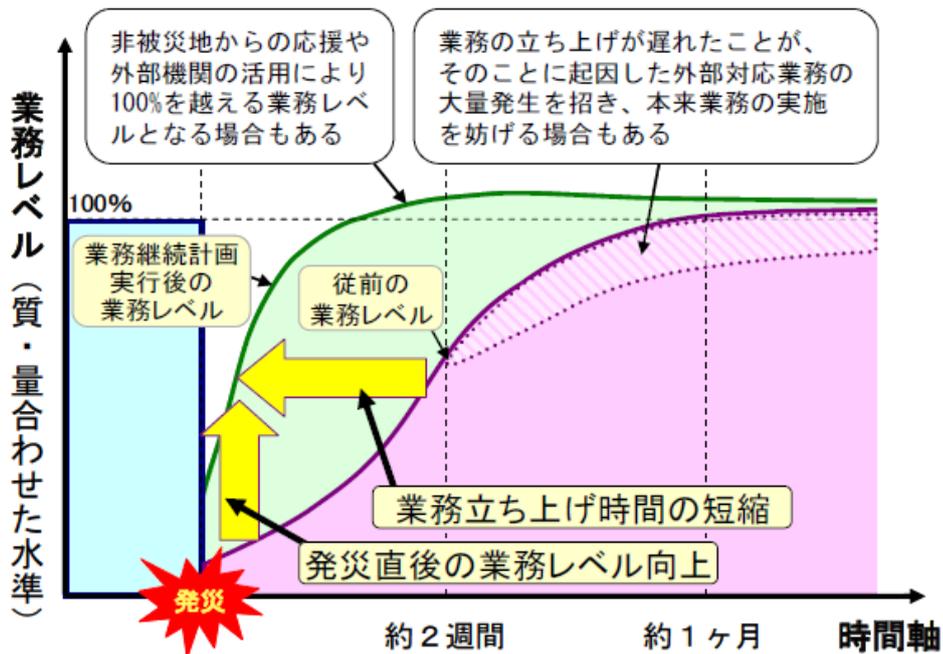
高砂市業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）の概要

1 高砂市業務継続計画（BCP）とは

高砂市業務継続計画（BCP）（以下「業務継続計画」という。）は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、高砂市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定められた災害応急対策業務及び大規模災害時においても優先的に継続すべき通常業務を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、継続に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保や配分などについて、必要な事項を明らかにすることにより、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、次図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」
（内閣府・H22.4）

3 業務継続計画の位置付け

地域防災計画は、災害の予防・応急対策及び復旧に関し実施すべき業務について定めた基本的な計画であり、災害を低減させるために実施すべき対策を規定しているが、行政の被災は前提としていない。

一方、業務継続計画は、大規模災害時に庁舎や職員など行政の被災を前提として、限られた資源（人員・ライフライン等）の状況下においても継続する必要がある業務（「非常時優先業務」）を選定し、それらを効率的に投入するための具体的な手段等を示した計画である。

このため、業務継続計画を策定し、課題を解決することで、地域防災計画の実効性が、補完されるものである。

＜地域防災計画と業務継続計画との違い＞

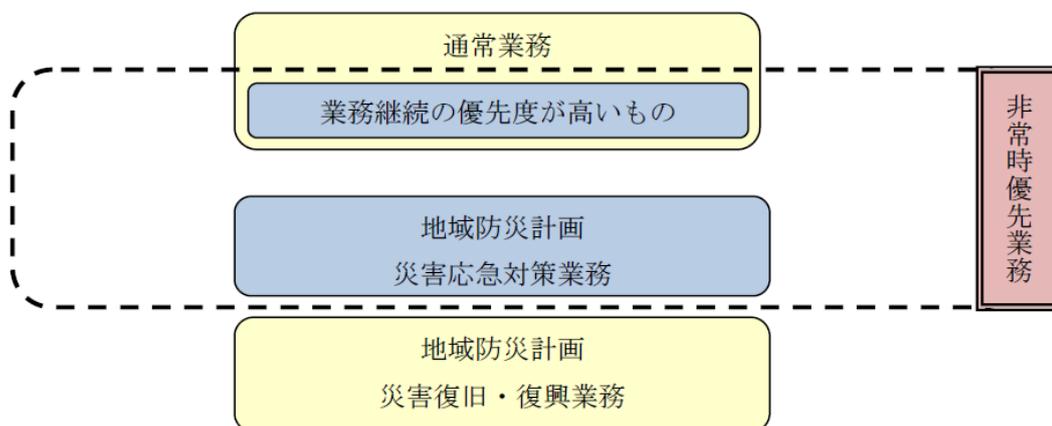
	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の被災は、特に想定する必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」

（内閣府・H22.4）

4 業務継続計画が対象とする業務の範囲

対象とする業務の範囲は、①地域防災計画に掲げる災害応急対策業務、②通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務とし、これらを「非常時優先業務」という。



5 業務継続計画の基本方針

業務継続計画は、災害時の業務遂行において、制約された資源の配分や対策等をあらかじめ定める計画であるため、大規模災害の発生に備え、以下の方針に基づいて策定する。

- ① 市民の生命、身体及び財産を保護する。
- ② 市民生活の早期回復及び安定を図る。

また、非常時優先業務の継続に必要な体制を確保し、非常時優先業務の実施や資源の配分等については、以下のとおりとする。

- ① 非常時優先業務を優先して実施する。特に、災害応急対策業務は最優先事項とする。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁的に調整する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、一時的に休止する。

6 想定する大規模災害

被害想定にあたっては、発生する地震によって予想される被害は異なるが、建物被害、想定避難者数から本市に最大の被害をもたらすおそれのある山崎断層帯地震を想定する。

想定震源地 山崎断層帯(大原・土方・安富・主部南東部)M8.0

項 目				
揺れによる 建物被害	揺れ	全壊	棟	5,270
		半壊		10,311
	液状化	全壊		389
土砂災害による 建物被害	がけ崩れ	全壊	棟	89
		半壊		208
火災による建物被害 (冬夕方 18 時)		焼失	棟	89
道路の被害		橋梁被害	箇所	1
ライフライン 施設の被害	上水道	断水人口 1 日目	人	77,841
		復旧日数	日	56
ライフライン 施設の被害	下水道	支障人口 1 日目	人	29,113
		復旧日数	日	59
	電力	停電	軒数	21,949
	ガス	供給停止	戸数	13,000
	通信	固定電話	回線数	6,521
震災廃棄物発生量			千トン	2,821
建物倒壊による死傷者数 (早朝 5 時)	死者		人	331
	負傷者			1,732
	重傷者			228
がけ崩れによる死傷者数	死者		人	6
	負傷者			8
火災による死者数 (冬夕方 18 時)		焼死者	人	6
交通施設による 死傷者	道路	死者	人	1
		負傷者		45
		重傷者		3
	鉄道	死者	人	18
		負傷者		56
		重傷者		17
避難者数等	建物被害	避難者	人	22,079
	断水(1 日後)	避難者		18,544
	避難者総数			40,623
	避難所生活者(10 時間後)			10,562
	帰宅困難者			27,144

7 市役所における被害状況の想定

庁舎等の被災について、新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年5月以前に着工した建築物）については、使用ができない状況を想定している。

【市施設】

庁舎	使用可能施設	本庁舎、南庁舎、上下水道部第2庁舎、消防本部、消防署高砂分署、文化会館、伊保地域交流センター、ユアアイ福祉交流センター、高砂浄化センター、教育センターなど
----	--------	---

【執務環境】

執務室内	新耐震基準で建設された施設等は使用には影響ないが、ガラス破片、内部収納物の片付等に約1日～数日要するものとする。
------	--

8 業務の選定及び対象期間

発災時において、資源の制約を伴う状況下で、効率的かつ迅速に業務を継続又は実施するためには、あらかじめ優先的に実施すべき業務を洗い出し、業務内容を絞り込む必要がある。また、洗い出しを行った業務について発災後いつまでに開始・再開する必要があるか（業務開始目標時間）を検討し、非常時優先業務を選定する。

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間から、市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの期間とする。

なお、業務開始目標時間については、以下のとおり区分する。

＜業務開始目標時間別の標準業務内容＞

業務開始目標時間	該当する業務
① 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動体制の確立 ○ 被災状況の把握 ○ 救助・救急業務の開始 ○ 避難所の応急危険度判定 ○ 避難所の開設
② 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急活動（救助・救急以外）の開始 ○ 避難生活支援の開始 ○ 重大な行事の手続き
③ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者支援の開始 ○ 他の業務の前提となる行政機能の回復
④ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口行政機能の回復
⑤ 1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の行政機能の回復

〈非常時優先業務〉

基本方針	大項目	中項目
1	11 市民の健康福祉の維持	111 医療対策
		112 健康支援
		113 福祉対策（窓口業務）
		114 福祉対策（施設関係）
		115 社会保険
	12 住宅の確保	121 住宅等の応急危険度判定、被災家屋調査、罹災証明発行
		122 公営住宅の修繕及び仮設住宅の建設
	13 生活環境の維持	131 大気汚染・水質汚濁対策等
		132 し尿処理
		133 ごみの処理
		134 上下水道関係
		135 火葬関係
		136 戸籍・住民基本台帳関係
		137 税務関係
	14 被災者支援	141 応急給水の実施
		142 食料、生活必需物資の供給、炊き出し
		143 避難所運営
		144 ボランティア等受入れ・派遣
		145 相談窓口の設置
		146 減免
		147 見舞金・義援金関係
		148 避難行動要支援者支援
	15 教育の早期再開	151 被災児童・生徒への支援、学校再開
		152 学校施設の再建・修理
	16 緊急対応	161 危機管理
		162 火災・救急・救助対応
		163 消防体制の整備
164 消防予防活動		
17 その他	171 文化・地域支援施設の管理	

2	市民生活の早期回復・安定	21 社会機能の維持	211 建築不動産関係の窓口
			212 許認可事務
		22 インフラの維持・早期復旧	221 水道の確保
			222 下水道機能の回復
			223 道路・河川その他、土木施設等の復旧
			224 農林水産漁業施設の復旧
			225 震災廃棄物（がれき等）の処理
			226 公共交通の維持
		23 産業支援	227 公園、緑地、墓園の復旧
231 地域経済産業支援			
		232 農林水産業支援	
3	業務継続に必要な体制の確保	31 災害対策本部の設置・運営	311 災害対策本部の設置・運営
			312 広報体制の確立
			313 渉外対応
		32 組織機能の維持	321 職員の参集、安否確認、人員配置
			322 財務関係（契約・会計業務含む。）
			323 人事・給与支払関係
			324 その他事務
		33 庁舎・施設の維持	331 庁舎の施設管理・機能維持
			332 公用車の配備
		34 通信・情報システムの確保	341 情報ネットワークの復旧
		35 広域応援体制の確立	351 他市町応援要請
		36 市議会の運営	361 市議会の運営

9 業務継続のための資源の確保

非常時優先業務を実施するにあたっては、施設や設備の他、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源がどの程度利用可能かを確認し、その結果、資源が不足していると考えられる場合には、対策を検討する必要がある。

(1) 執務スペース

新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年5月以前に着工した建築物）は使用できない状況を想定している。災害対策本部を設置する本庁舎が使用できない場合、耐震性等の機能面を総合的に判断し、代替施設を選定する。

(2) 電力

発災直後から市内全域で停電となり、応急復旧については最長1週間を要するという状況を想定している。代替施設における非常用の自家発電機については、発電能力、連続稼動時間に限りがあるため、平常時から必要機器・設備等に限定した使用、停電時の対応について優先業務のトリアージと電力復旧までの燃料の確保方法を検討する必要がある。

(3) 通信

地震発生後は電話回線が混雑して市内一部で不通、メール等の復旧には2～3日かかることを想定している。なお、特設公衆電話の設置は、即日開始される。

情報通信については、一般の電話回線や携帯電話等（災害時優先電話を含む）の優先通信、兵庫衛星通信ネットワーク及び防災行政無線（同報系）、移動系無線通信等を活用することとしている。なお、上記の通信手段は、設備の損壊等により使用できなくなる可能性があるため、地震発生後、速やかに設備の使用可否について確認し、状況に応じた適切な通信手段を選択できるように対応する。

(4) 情報システム

情報システムは各業務に多大な影響を与えるため、高砂市ICT部門の業務継続計画に基づき復旧に取り組むこととする。また、平常時から不慮のシステム停止に備えるとともに、システム稼動の再開に向けた対策について、情報通信事業者を交えて検討していく。

(5) オフィス什器

職員が使用できるオフィス家具の転倒防止については、大型キャビネット等、転倒による影響が大きいものを補強しているところもあるが、パソコン、プリンタ、コピー機等の事務機器の耐震対策については一部を除き実施していない。今後の対策として、多

数の機器が破損する状況を想定し、大型備品の固定化を順次進める。

(6) トイレ

断水することがあり、下水道については水道よりも復旧が長期化する可能性がある。

その場合、平常時に使用している水洗トイレは使用できなくなる。備蓄倉庫に確保している簡易トイレ及び便袋については、避難所等に供給されるため、職員のトイレ対策を検討する必要がある。

(7) 飲料水・食料等

飲料水については、米田水源地の貯水池に初期対応用としては十分な量を確保しているが、職員用にペットボトル等の備蓄は行っていない。

食料については、備蓄食料のほか、協定に基づく救援食料、量販店等からの調達により確保することになるが、避難所等に供給することを第一に想定しており、被災者の避難が長期化する場合に備え、職員に対しても3日分の備蓄と参集時の持参を呼びかける。

10 業務継続体制の向上

(1) 非常時優先業務実施マニュアルの整備

各部各課（災害対策本部における各部各班）は、あらかじめ非常時優先業務における担当業務を実施するために必要な具体的行動内容、作業手順等を記載したマニュアルを整備しておく。

〈業務継続計画と各部各課マニュアルの関係〉



(2) 業務継続計画の点検、見直し

災害対策本部及び行政組織における非常時優先業務は、組織改正や毎年の人事異動等により変化しうるものであるため、各部各課は、下記のとおり年度当初に見直しを行う。危機管理室は、その内容を受けて業務継続計画を更新するとともに、各部各課においては、非常時優先業務実施マニュアルの見直しを行うこととする。

- ア 地域防災計画の修正により、本計画に不整合が生じた場合
- イ 本市の組織体制、所管事務に変更があった場合
- ウ 訓練等を実施した結果、改善点が生じた場合
- エ 国、県の方針、社会情勢の大きな変化に伴う見直しが必要となった場合
- オ その他、計画の見直しが必要であると市長が認めた場合

〈高砂市業務継続計画（BCP）に係る見直しフロー〉

